

令和4年度第1回沖縄県犯罪被害者等支援審議会 議事録

1 日時 令和4年11月2日(水) 10:15～12:00

2 場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

3 出席者

(1) 委員(6名)

矢野 恵美 (現職:琉球大学法科大学院 教授)

池原 泰子 (現職:(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター 犯罪被害相談員)

吉元 なるよ (現職:沖縄県公認心理師協会 被害者支援担当理事)

村上 尚子 (現職:沖縄弁護士会 犯罪被害者支援に関する委員会委員)

樋口 美智子 (現職:沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 准教授)

河井 由美 (現職:～犯罪被害者支援～ひだまりの会 okinawa 代表)

(2) 事務局(11名)

子ども生活福祉部生活企画統括監、

消費・暮らし安全課長、交通安全市民活動班長、担当主査、

青少年・子ども家庭課、女性力・平和推進課、教育庁義務教育課、県警察本部警務部広報相談課

4 公開・非公開の別 公開

5 議題

(1) 会長の選出について

(2) 沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領(案)について

(3) 「沖縄県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)」骨子案について

6 議事内容

○事務局(奥間課長)

それでは引き続きまして、令和4年度第1回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

議事の進行につきまして、議長は、審議会の会長が行うこととなっておりますが、会長が選任されるまでの間は、司会で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日の会議の公開について、ご報告申し上げます。本日の会議は公開としており、報道機関には既にお入りいただいておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。報道機関の皆様や、傍聴者の皆様におかれましては、傍聴に当たり、会議の支障になる行為がございませんよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

〔資料を読み上げて確認〕

続きまして、本日の審議会の成立の可否について、事務局から報告をいたします。

○事務局（平良班長）

では事務局から、本審議会の成立の可否についてご報告いたします。沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則第3条第2項、参考資料の11ページについておりますが、規則第3条第2項によりまして、審議会の開会は委員の過半数の出席が条件となっております。本日は白井和美委員がご都合により、出席できない旨の連絡がありましたが、委員7名中6名に、御出席いただいております。要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○事務局（奥間課長）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次は、委員自己紹介となっております。本日は、沖縄県犯罪被害者等支援審議会の委員選任後、初めての会議でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。大変恐縮ではございますが、池原委員から反時計回りに、お名前、専門分野等を含めた自己紹介を1分程度でお願いいたします。

○池原委員

皆さまはじめまして。沖縄被害者支援ゆいセンターの犯罪被害相談員をしております、池原泰子と申します。よろしく願いいたします。今年度からは、沖縄県消費・暮らし安全課から犯罪被害者等支援アドバイザーを委託され、電話相談等を行っております。どうぞよろしく願いいたします。

○吉元委員

皆さんおはようございます。沖縄県公認心理師協会の吉元と申します。私は13年程、被害者支援に携わっております。警察で、被害者ご本人、当事者の方、ご家族、ご遺族、事件の関係者に対するカウンセリング、心理的支援を行っております。医療機関に所属していた際には、精神科医の先生と協同して、そういった方達のサポートを行ってまいりました。被害者支援に長らく携わって思うことは、被害者の方たちはそれぞれのペースで回復していくのですが、やはりその回復を支える、社会的支援といえますか、そういった整備が本当に必要だと思っております。この審議会に関わることができて、そういったことに貢献できたらと思っております。よろしく願いいたします。

○村上委員

弁護士の村上尚子です。法律的には犯罪被害者支援関係の法律というのができて、歴史も浅いですが、私は、弁護士会で犯罪被害者支援委員会を立ち上げるところから、弁護士の関わり、法律的な支援が必要だと思って、弁護士業務をやってきました。件数としても、

小さな被害から大きな被害まで、被害者の方は、大きかろうが小さかろうが、被害であることに変わりはなく、人生に大きなダメージを与えてしまうような被害を受けておられる方の法的支援を、日々やっております。沖縄県はやっと条例ができて、具体的な計画を作るということで、本当に私も良かったと思っています。この審議会の皆様もそれぞれの分野で活躍されておられる方で、充実した議論にできるよう、私も尽力したいと思っております。よろしく申し上げます。

○河井委員

おはようございます。自助グループとして犯罪被害者支援ひだまりの会 okinawa という会を代表しております河井と申します。よろしくお願いいたします。会が設立した経緯は、2005年に私の家族が路上強盗の被害に遭いまして、そこから、当時、県内の様々な被害者のご遺族の方たちと繋がることもあり、何とか生きてこれたのかなという思いがあります。2006年に裁判が終わった時に、県内で自助グループを立ち上げようということで活動を開始して、昨年度15周年を迎えました。昨年度は、15周年ということもあって、大きなイベントもいくつか行ったのですが、全国の被害者のご遺族の方達、県内のご遺族の方達との繋がりの中で、色々な話、意見を聞いてきました。それが今回のこの審議会の中でも、活かさせていたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○樋口委員

沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科の樋口と申します。私は長年、病院のソーシャルワーカーをしていましたので、被害者の方、時には加害者の方が受診されて、お会いすることがありました。現在は、大学で、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーの養成に関わっております。職能としては、沖縄県医療ソーシャルワーカー協会の理事をしておりますので、色々な立場で、皆さんと話し合いができたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○矢野委員

琉球大学法科大学院の矢野恵美と申します。私自身は犯罪に関すること全般が研究テーマなのですが、その中でも、被害者学というのを専攻しております。特に北欧における被害者の対策ということを長年研究してまいりました。そのような中で、やはり日本はどうしてこんなに被害者のことに注目が集らないのかということはずっと思っていました。それとようやく裁判においては、2009年に被害者参加制度というものが始まりましたけれども、社会の中で、被害者の方への認知や理解が足りていないと思っております。その中で、私自身はこの20年間、全国の少年院で少年達に被害者の皆さんの状況を授業するというのをやってまいりました。その中で、特に少年の加害者は、自分たちが面倒を見られているから被害者の方も面倒を見られているだろうと思っている。そんなことはないのだという話をすると、色々考える子ども達もいますので、まずどういう状況なのかを知っていただくというのは、とても大事だと思っています。今回の審議会で話されることは、沖縄県においても意義のあることであり、参加させていただきとても嬉しいです。皆さまよろしくお願いいた

します。

○事務局（奥間課長）

また、本日ご欠席であります。白井和美委員につきましては、医療分野の有識者として就任いただいております。沖縄県医師会及び那覇市医師会の理事を務められております。

ここで事務局を紹介させていただきます。本日は、子ども生活福祉部生活企画統括監の大城をはじめ、条例を所管しております消費・くらし安全課のほか、関係課職員等が出席しております。それでは事務局を代表しまして、大城生活企画統括監から一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局（大城統括監）

改めまして皆さん、おはようございます。沖縄県子ども生活福祉部生活企画統括監の大城と申します。事務局を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。また、本日はお忙しいところ審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど池田副知事からも挨拶がございましたが、本審議会につきましては、犯罪被害者等支援に関する計画、これから県が計画を策定する作業を行うこととなります。その計画策定につきまして、各分野でご活躍されておられる委員の皆様からご意見を伺う貴重な場と考えております。これから、条例の概要、計画の骨子素案、県の取り組み等について、事務局からご説明させていただく予定としております。各委員の皆様には、県が取り組んでいる支援施策について、それぞれの立場から、貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○事務局（奥間課長）

続きまして、会長選出に移らせていただきます。審議会規則第2条第2項では、会長は委員の互選により定めることとされております。

委員の皆様の中で、ご推薦いただける方、もしくは会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

〔委員の推薦、立候補なし〕

もし立候補される方、ご推薦いただける方がいらっしゃらないようでしたら、事務局から、案を提案させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

〔各委員了承〕

それでは提案させていただきます。事務局案としましては、矢野委員にお願いしたいと考えております。委員の皆様いかがでしょうか。

〔各委員了承〕

委員の皆様の了解が得られたようですので、矢野委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○矢野委員

私でよろしければ、よろしくお願いいたします。

○事務局（奥間課長）

ありがとうございます。それでは矢野委員には会長席に移動していただき、議事の進行をお願いいたします。

○矢野会長

ただいま審議会の会長に選出されました矢野と申します。限られた時間内ではございますけれども、本当に今回、皆様、様々にご専門を持っておられる、また被害者のことをよくご存じの方が入ってくださっておりますので、すごく良い議論ができると思っております。正直なところ、沖縄県はかなり条例の制定が遅いので、ぜひこの審議会では良いものを県とも協力してやっていきたいと思っております。

それでは式次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議事の2番目でございます「沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平良班長）

資料1により説明。

○矢野会長

ありがとうございました。事務局から説明がございましたけれども、ご質問あるいはご意見がございましたらよろしくをお願いいたします。

〔委員からのご意見・ご質問なし〕

よろしいでしょうか。

〔各委員了承〕

それでは、案のとおり決定したいと思います。

○矢野会長

次の議事にうつります。「沖縄県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）骨子案」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平良班長）

資料2-1、2-2、2-3、2-4により説明。

計画の名称については、資料で「沖縄県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」と記載しているが、条例第9条において「犯罪被害者等支援計画」と規定していることから、条例の名称に合わせる形で、「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」に修正する旨を説明。

○矢野会長

ありがとうございます。それでは、今ご説明いただいたことについて、今日はこちらがメインだと思います。まず、質疑や確認しておきたいことがありましたらお願いします。

○村上委員

質問といたしますか、今から具体的な内容を作っていくのだと思うのですが、3ページの現状は、統計等を書かれるということですが、第2章の「1 県内における犯罪等の状況」では、沖縄県特有の犯罪被害について触れていただきたいと思います。やはり、米軍関係の被害、それによる二次被害というのは、本当に沖縄県特有の被害・その後の二次被害だと思うので、そういう特徴があるというのも、どこかに入れ込んでいただきたいと思います。

また、「3 犯罪被害者の置かれている状況」の行番号19、「周囲の人の言動等による精神的苦痛、二次的被害」は、周囲の人はもちろんなのですが、マスコミ報道や、社会全体の認識による二次被害や、精神的苦痛というのもあるので、そういうことも入れていただきたいと思います。

○矢野会長

今、村上委員からもありましたけれども、その土地、土地の特徴として、県の特徴や対策を入れていくことになると思います。

それでは、ここからは、目次に沿って、項目毎にご意見を伺います。

まず、2ページの「I 総論」の「第1章 計画の策定にあたって」について、何かご意見ございましたらよろしく願いいたします。

第1章は、すぐには難しいかもしれませんが、また戻って、必要があれば、ぜひご意見いただくということで、次に3ページの「第2章 犯罪被害者等を取り巻く状況」について、何かございましたらよろしく願いいたします。

○矢野会長

では、私からまずよろしいでしょうか。この「犯罪被害者支援ハンドブック」というのは、これから作るということでしょうか。

○事務局（平良班長）

既に発行しているハンドブックになります。

○矢野会長

ありがとうございます。それでは、後ほど各委員へも提供いただけますでしょうか。

○事務局（奥間課長）

後ほど事務局からお配りします。こちらは、平成25年発行になっております。

○矢野会長

村上委員、先ほどのマスコミ報道に関するご意見については、「3 犯罪被害者等が置かれている状況」に入れた方がよいのか、もしくは「II 各論」の具体的施策に入れていくイメージでしょうか。

○村上委員

「置かれている状況」なので、周囲の人だけではないと思っています。二次被害や精神的苦痛というのは、周囲の人や、世論とまではいかないですけど、やはり報道による被害というのは状況としてもあると思います。どういう具体的な文書になるかを見て、またご意見を申し上げたいと思います。

○矢野会長

ありがとうございました。具体的施策のところは、入れたらよいかと思います。

第2章は、意外と色々書いた方がよいのではないかと思いますので、何か他にもありましたら。

○河井委員

基本法が成立して、18年位になると思うのですけれども、ゆいセンター、県警はじめ、被害者支援をスタートしてきて、それなりのデータ蓄積があると思います。そういうことを一度、本当に真摯に省みないと、何を含めていけばよいのかという話題にまずのぼってこないと思っていて、東京都が、第三次計画ということで報告書が135ページあります。これを見ると、犯罪被害者等を取り巻く現状分析というところからスタートするんです。それを今後どうやっていくのかだと思っていて、やっと審議会が沖縄県で始まっているので、今後そういうことをデータとして蓄積して、検証をしていくという、ルールをまず明確にしておかないと話にもならないと思っております。

また、沖縄県には、犯罪被害者支援連絡協議会というのがあってはおりますけれども、これまでどういった内容の話し合いがされてきたのか、どういったメンバー構成になっているのか、あと、どういった課題がそこで話し合われていたのか、実際にどういう動きがあったのか、そういうことも含めて、今後この審議会の中でも揉んでいかないといけないと思っております。

この数ヶ月の間に、結論が出ることではないとは思っておりますので、まず骨子のところをどういう文面にするのかということももちろん大切なことですが、今後の方向性としては、そういうことを望んでいます。

もう1点なのですけれども、第2章の「犯罪被害者等を取り巻く現状」の統計の取り方ですが、相談件数とか、事件の件数とかだけではなく、被害者にどのような支援を行ったのか、その行った結果、支援を受けた被害者の方がどれぐらいの満足度があったのか、本当はこういう支援をしてほしかった、そういうことをきちんと分析していかないと、本当の末端の支援には繋がっていかないと。なので、このデータの分析の仕方や統計のとり方というのも、もう少し色々試行錯誤してもいいのかなと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。そもそも、現状は示していただいた上で、どうなっているのかというのを検討した方がいかなというところがございます。今でなくていいので次回に向けて、ここで議論する前にご提示いただけるといいかなと思います。

あと、岐阜県だったか、他の県をちょっと見たのですけれど、これをやっていくにあたって、今も少しお話がありましたけれども、そもそもまず調査を行うことをやっておられる県もあります。沖縄県が今すぐにやるというのも難しいと思いますが、少なくともそれをやっていくというような形で、書き入れることは可能でしょうか。統計の取り方も含めてですね。具体的な被害者の方々、ご遺族含めてお話を伺うことをしました、と書いておられる県もあったので、今の河井委員のご提案も踏まえたと、少しそういったことも考えてもいいのかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（奥間課長）

そのあたりの各委員のご意見を持ち帰りまして、県の各部局とも関連してまいりますので、また次回にご報告させていただきたいと考えております。

○矢野会長

ありがとうございます。よろしくお願いたします。その他ございますか。

○吉元委員

相談の状況が、例えばゆいセンター、ワンストップセンター、配暴センター、それぞれの機関が既に取り扱って蓄積したものが、恐らくそれぞれの例えばホームページにあり、その資料に当たれば見ることができますが、県全体の取り組みとして、ざっと見て、どういったものであるとか、それこそ私も河井委員がおっしゃったように、相談件数だけでなく、支援も、電話相談、対面、付添と色々あるので、その機関がどれぐらい、そういった相談をされているのかを県全体として眺めることができれば、それに足りない部分も補う形で、具体的な支援がイメージできるのではないのでしょうか。

また、被害者支援をやっていて、それこそ周囲の人達ではなく、専門家自身が被害者の方を傷つけることも起きてきしまうので、そういった場合に、その被害者の方は傷ついていることをどこに言ったらよいか分からないという部分もあります。実際に支援を受けてどうだったかというのを、それこそパブリックコメントですべて上がってくるかはちょっと難しいかもしれないですけど、携わっている機関それぞれに、携わった時に確認できて、伝えられるようなシステムがあると、当事者の方のご意見をもっと反映させられるかと思います。

○河井委員

被害者が作る条例研究会という会がありまして、これは本当にみんなボランティアが手弁当で集まって、条例について色々勉強会を開いています。こちらでは今、県条例ではなくて、市町村に条例を作ろう、もっと身近な自治体に条例を作ろうという話をしています。沖縄県は県条例がやっとできてスタートしたばかりなので、やはり今回のこの県条例の計画案というのは、将来的には自治体まで落とし込めるような内容に持っていかないと、本当の被害者のための役には立たないと思っています。なので、今までゆいセンターや県警、色んなところの機関が蓄積してきた、そういう経験、データというものを、やはり末端の自治体の職員が、いつでもアクセスができるような体制を作っていないと、全く意味がないと思ってい

ます。そのための、まず今とっかかりのところにるので、その辺りも含めた大きな枠で素案は考えていかないといけないと思っています。この冊子の中には、もう本当に被害者の声が生々しくたくさん載っております。なぜ、市町村条例にこの文案を入れたのかというのは、被害者からの聴き取りを蓄積して、だからこういう支援が必要ですよという内容になっています。もしご希望の方があればお渡しますので、ぜひ一度ご覧になってみてください。

○矢野会長

ありがとうございます。では、統計につきましては、今、河井委員や吉元委員からもございましたように、統計のワンストップというか、ここを見たら県の色々な被害者を巡るもの、例えばURLでもいいと思うのですが、どういう情報があって、そこにどこへアクセスできるというものを集約するようなページを作るというのは、今、両委員の話を伺って思いました。せっかくあるのに、そこのホームページにいったら中を見ないと見つけられないということが確かにあると思います。それをまず、ここを見れば県のデータが分かるよう作ったらよいのでは、というのがひとつあります。

さらに今回新しく、もう少し被害者やご遺族のニーズをくみ取れるような、何か新しいことができるかということも含めて、またご検討いただくということでよろしいでしょうか。

また、村上委員からありました、沖縄県特有の、特に米軍関係の犯罪のデータは、私自身も探す時があるのですが、なかなか実は見つからないです。国ではなく、自治体のやる理由のひとつはその自治体の特徴のことを盛り込むというところにあると思いますので、米軍関係の犯罪被害のデータについても、県警が持っておられるものも多いと思います。あと、よく見るのが、REICOさんのデータ等です。もちろんそれも大事なのですが、ぜひ県警が持っているデータも出していただけるとありがたいと思います。

○事務局（奥間課長）

県警と私どもは連携しておりますので、今後はもう少し連携を密にしてやっていきたいと考えております。また知事公室に基地対策課がございますので、その辺りとも随時連携していきたいと考えております。

○矢野会長

では、第2章「犯罪被害者等を取り巻く現状」については、またあとで戻っていただいても構いませんが、とりあえず今はこれでよろしいでしょうか。

先ほど河井委員からもありましたけれども、条例に関する団体のホームページも見ていただくとよろしいかと思えます。市町村に落とししていくためには、今、県がしっかりと骨子を作って、それがしっかりしていれば、それに沿ってやってくれると思いますので、そういう意味でも今回大事かと思えます。

それでは、第3章「計画の基本的な方向」については、いかがでしょうか。

○河井委員

条例第12条「市町村への協力」については、「市町村が実施する犯罪被害者等に関する施

策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。」とあるのですが、昨年度に発表された今回の条例の前の素案では、市町村の役割がかなり明確に記されていたのですけれども、今回の条例ではそれがごっそりと抜け落ちてしまっていて、では一体市町村は何をするのか、なかなかこれだけではよく分からない。この第3章「計画の基本的な方向」の「2 基本理念」に、「県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者、並びに県民、事業者の相互の連携」と書いていますが、お互いのその役割分担はどのレベルなのですかというのも、全く見えてこない。このままだと、市町村は本当に何をやってよいか分からないという状況になると思うので、昨年度出された、最初の条例素案にあったような市町村の役割というのは、ある程度明確にしたほうがよいのではないかと考えています。

○矢野会長

ありがとうございます。今の件について、事務局からありますか。

○事務局（奥間課長）

県条例ができましたが、市町村からの問い合わせは少ない状況です。私どもがゆいセンターに委託をしております出前講座等を通して、市町村の取り組み内容等も見てみますと、まだ窓口もしっかりしていないであるとか、他の課と事務分掌がきちとできていないという声は聞こえてきます。こちらとしては、助言しかできませんが、できることを可能な限りやっていきたいと考えております。県条例ができる前に市町村から問合せがあり、追従もあるかと思っていましたけれども、制定後はなかなか問合せもないため、働きかけができる限りはやっていきたいと考えております。

○事務局（大城統括監）

少し補足をさせていただきたいのですが、今、河井委員から、この条例案の前の骨子案の中には、市町村の役割というのが記載されていたけれども、今回の条例ではそれが抜け落ちているのご指摘がございました。これは県庁内部で、法規担当部署とも色々調整していく中で、県も市町村も基本的には対等な立場だということで、県が市町村に対して何かこういうことをしなさいとか、そういったことを条例で規定するのは適当なのか、ということがまずひとつございました。もうひとつ、今、皆様にお配りしている参考資料の中に、犯罪被害者等基本法、法律の条文を資料として付けさせていただいております。その中で、3ページ目、第2章「基本的施策」ということで、第11条から「相談及び情報の提供等」等、国及び地方公共団体が講ずべき施策についての規定が色々ございます。その規定というのは、国及び地方公共団体、地方公共団体というのは、県だけではなく市町村もこの法律では含まれているということなので、特に県が条例で市町村に対して何かやりなさい、ということを示すのではなく、元の基本法の中で、既に国の取り組み、それから県及び市町村を含めた地方公共団体の取り組みについて、規定しております。基本的には、県も市町村も対等な立場で、県が行うことは、当然市町村もこの法律に基づいて本来やらないといけないということではございますが、先ほど課長から説明があったように、どちらかという、まだ県でとい

うような対応といえますか状況もごさいます。県もしっかり今回条例を作りましたので、その中で、条例第12条で「助言していく」という、少し一歩引いたような表現にはなっておりますが、今後しっかり、そういった法律に定められた取り組みというのは、県だけではなくて、当然市町村も行うべきことがらですよということをしかり伝えながら、今後連携して、取り組みを進めていきたいと考えております。ですから、今回策定を予定している計画の中で改めて市町村の何か取り組みということで記載するのは、具体的な法律の中で規定されておりますので、それをしかり自覚して、意識づけをしてもらうということで、今後、県も強く取り組みを進めていきたいと思ひまして、このような形で対応させていただきたいと考えております。

○矢野会長

ありがとうございます。

○村上委員

今の件ですが、確かに、県条例で、市町村にどうしろということができないのは、そうだと思います。今回の条例第12条が、「市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力をを行うものとする。」とあって、これは市町村が求めてこなければやらないような、私としては、「市町村の求めに応じ」とは書かなければよかったと思うのですが、これはもう条例できているのでどうしようもないのですけれど、計画の中では、市町村が何か言ってこなければ、県はしないというのではなく、むしろ県から積極的に連携なり、情報の提供なり、推進のために県全体で取り組む、積極的な連携、情報提供等をやっていくという姿勢を、やはりしかりと書くべきではないかと思ひます。待っているだけではなく、積極的に県が県全体で取り組もうと、市町村を巻き込むことができるような内容にしていくべきだと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。

○池原委員

今、ゆいセンターは、消費・くらし安全課から広報啓発活動を含め、色々な委託を受けておりますけれども、その中に、まさに第12条「市町村への協力」の部分も、私たちに委ねられております。実際、県条例ができる以前、その数年前から出前講座等をゆいセンターでやっていたのですが、いまいち関心が薄いというのが正直な状況でした。ですが、今年の前半も初めからこういうことやりますと、積極的に声かけをしているところです。やはりなかなか手を挙げてこない、コロナ禍というのもちょうどありまして、なかなか人が集められない、まして選挙がありましたということも色々あって、今やっとなです、数ヶ所手を挙げてきております。市町村の窓口の職員が、そういう条例が何のためにあるのか、どういうことをしてできるのかということをおかっているのが現状なので、それをやるために、本当にこちらから能動的に動いていこう、こちらからもアタックしていく、待ちの姿勢ではなくという

ことを、委託された職員3名おりますけども、改めてちょうど協議しているところです。実際に、那覇市も昨日からパネル展をしており、その課長へも直談判しまして、支援の取組が必要なのだと伝えると、関心を持っていますという声が出てきました。まだ少し力のなさもありましたけれども、これからもゆいセンター協力しまして進めていきたいと思っております。

あと、私からもひとつよろしいでしょうか。第11条「財政上の措置」がすごく気になっているところで、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」というのは、市町村も含めてということでしょうか。市町村に条例がなくても、今、統括監がおっしゃったように、国の施策を被害者支援条例に基づいて、市町村で独自の何らかの予算措置を考えるとということがありそうで、そういう場合は、これに基づいて市町村がやっていくということによいのでしょうか。条例がなくても市町村はできるものなのでしょうか。

○事務局（大城統括監）

条例第11条「財政上の措置」は、あくまでも県の条例でございますので、主語も「県は」というものでございます。「県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」ということです。市町村は、市町村が必要に応じて犯罪被害者等支援に関する施策や取組、それに伴う財政的な負担が生じるのであれば、それはまた市町村自ら財政的な負担をどうするかということは判断していただくということで、この条例に拘束されるというものではなく、あくまでも県の条例という作りになっております。

○矢野会長

もちろん予算措置、どこかにつければできるのだと思いますが、要はそのために、やはり条例を各市町村に作ってもらいたい、ということだと理解しているのですが、これでよろしいでしょうか。これは、もちろん県が強制するというわけではないですけれども。

○事務局（奥間課長）

市町村が独自で予算措置するということでしたら、こちらとしても、よろしいと考えます。

○矢野会長

ありがとうございます。池原委員のおっしゃることは、実は私も気になっていたところです。条例が市町村で追随しないというのも、理由のひとつに、県の条例が、きっと色々紆余曲折あったのだらうと思うのですが、かなりの理念条例で、具体的なことをほとんど書いていないので、これだけを見て、市町村がもう少し具体的な条例を作るのは難しいかと、実は個人的に思っております。そのためには、具体的な、こういうことやったらいいですよということを、今まさにここで作ろうとしているものに少し具体的なことを盛り込んで、それを参考にして、逆に市町村条例に落とさせていただくというのがよいかと思っております。

また、その予算の条文、本当にすごくありがたいところです。やはり被害者の方に何かをしようと思えば、そこには必ずお金が発生するので、もちろん、自治体が出してもらいたい、ということだと思います。県で言っている予算は、ある程度、県のことであれば県が予算措置できる、ということによろしいでしょうか。

○事務局（奥間課長）

それでよろしいと思います。

○矢野会長

具体的なことをこれから盛り込んでいっても、それには結局お金がかかるといったときに、県がお金は出しませんということだと困るなど、ちょっと心配に思っていました。では、もちろんお金を出せるところと、出せないところがあると思うのですけれども、そういうことも想定して、委員から色々と具体案を出してよいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（奥間課長）

ご意見をいただいて、持ち帰って、総務部とも協議しながら、できることはできると、やっていきたいと。何かできないところもまた生じるかもしれませんが、そのあたりは意見をいただいて、他部局とも調整したいと考えておるところです。

○矢野会長

そうですね。できないかもしれないけれども、意見を出さなければまたご検討いただけないので、どんどん出していって、ちょっと揉んでいただくというようなことでよろしいでしょうか。

○事務局（奥間課長）

はい、お願いします。

○矢野会長

ありがとうございます。それでは、段々時間も迫って参りまして、もちろん全部が今日で終わるとは思っておりません。それでよいと事務局も考えてくださっていると思いますので、まず「Ⅱ 各論（施策の展開）」のご意見を残りの時間いただいてもよろしいでしょうか。

○樋口委員

「Ⅰ 総論」のところで関係あるかと思いましたがけれども、沖縄県の特徴といいますか、現状を踏まえてということでは、今回、女性や子どもを中心とした部局の取組が整理されておりますが、今後、沖縄県は高齢の単身者、一人住まいの女性等が増えると思われ、そういう意味でも予防的な視点を方針というところで、入れていただくということも、必要かと思いました。犯罪被害者の範囲をどこまで広げるか等ということについては、計画の段階では全部を取り込むことはできないかもしれませんが。

それと、具体的な支援、市町村への支援のところ、先ほど「求めに応じ」ということがありましたけれども、「技術的な助言、その他の必要な協力」というところです。おそらく市町村は、色々な実務を抱えてらっしゃって、少し語弊があるかもしれませんが、数としては住民として少ない方への支援をどのようにしたら良いか、難しいことだと捉えているのではないかと思います。そのあたりを、今日県が示してくださったみたいに、市町村の様々な事業

を整理していく中で、どのように情報発信や、取組ができるか、モデル的なことを含めて、支援していただくような、中身、具体的施策があるとよいと思いました。

それと、評価のところでは、色々これからでてくるということだったのですけれども、やはり数値目標と質的評価は両輪だと思われれます。先ほどもありましたが、ご本人達の満足度とか認知度とかも含めて、質的な評価、フィードバックをきちんと受けて、個人情報、プライバシーに気をつけながら、公開できるものはしていくことも大変重要なことかと思えます。先ほどおっしゃったように、やはり発信を色々な側面からやるべきかと思えます。

○矢野会長

ありがとうございます。市町村への働きかけについては、また詳しく議論していきたいと思えます。また、データに関しては、今あるデータをまず洗っていただいて、プラス何が足りないのかということで、検討させていただけたらと思えます。

それでは、時間の関係もありますので、まず「Ⅱ 各論(施策の展開)」の「基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減」について、ここ結構大きいのではないかと思えます。ここで何か少し足した方がよいのではないかということがございましたら、ご提案いただけますでしょうか。

○矢野会長

それでは、私からの質問です。県ではないですが、市町村の条例になると、この損害賠償を全く加害者の資力がないケースがほとんどですので、債務として買い取るというようなことをしておられる自治体もかなりあると思えます。それは、県でもできるものでしょうか。

○事務局(奥間課長)

「買い取る」という内容を確認させてください。

○矢野会長

通常、損害賠償請求は、当然のことながらかなりの高額が認められるわけです。加害者に対して、自分が受けた損害を民事で損害賠償請求すれば、かなりの額が裁判で認められるわけですが、実際には、資力のない加害者がほとんどなので、被害者の方は損害賠償請求の額は持ってもほとんどお金をもらえないわけです。それで、そういう場合にひとつあるのが、犯罪被害者給付金という制度ですけれども、それとは別に、加害者が払えないのだから、被害者の債権を減額して、一定額にしかできないけれども、自治体買い取って、それを被害者の方に自治体から払うことをやっているところがあります。これがまさしく損害請求援助のところの話ですけれども、それは県でもできるのでしょうか。

○事務局(奥間課長)

すみません。それにつきまして、即答を避けさせていただきたいと思えます。できるかできないか、現時点で状況を把握しておりませんので。

○矢野会長

分かりました。この辺もあるかと思っていますし、また、そうじゃないまでも、損害賠償が払われない場合の時効が来たときに、もう1回訴え直さなければならぬので、せめてその援助ができたらいいのではないかと思います。実際に行っている自治体もありますので、今すぐできますとはお答えいただけないと思うので、可能であればぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

他に、「居住の安定」や「雇用の安定」、「経済的負担の軽減」、ここはかなり大きいところだと思いますけれども、県へどこまでお願いできるかは分からないところがありますが、何かご提案ございますか。

○河井委員

少し話はずれるかと思いますが、時間もございませんので。おそらく、一番最後の「基本方針6 連携協力体制の整備」の「1 総合的な支援体制の整備」の中に含まれるかもしれませんが、沖縄県の場合、特異的なものとして先ほど軍関係の事件があったのですけれども、他に県をまたいだ被害というのがやはり起こっています。被害は東京だったけれど、遺族は沖縄であるとか、逆のパターンもあります。この間お会いしたご遺族が、警察に呼ばれて関東から来たのですが、急いで飛行機に飛び乗ってきたのです。事情聴取は終わって、もう帰っていいですよと言われても飛行機はないわけですよ。そういう時のホテルはどうするであるとか、お金は誰が出すのかということもあります。住居の問題もそうなのですけれども、県をまたいだ支援、特に沖縄の場合は県外だけじゃなく、本島と離島ということもあるので、その辺をどこに盛り込めるのかということはずっと考えていて、なかなか糸口が見えないとか、その辺を含めた支援のあり方というのを検討していただきたいと思います。今回、それは最後に言うておきたかったことなので、ぜひよろしくをお願いします。

○矢野会長

ありがとうございます。これもお金の絡むことではありますが、とても大事なところだと思っています。さらにそのあとに、特に沖縄は、被害者の方が裁判の傍聴に行くときにも、地裁は県内にありますけれど、高裁・最高裁は飛行機に乗らないと行かれないですよ。そういった時に、被害者参加制度をとっていれば多少お金が入るということもありますが、いわゆる傍聴に行く時、東京の最高裁に行くお金は誰が出すのかという話がずっとあります。東京都に住んでいる方はいいけれども、沖縄の方がそこまで行くのはとても大変だと思います。そして、河井委員からありましたように、それ以前の段階ですね。被害にご家族が遭われたとか、そういった時に、今回ちょうど犯罪ではありませんけれども、韓国イテウオンの事故、行かれたご遺族の交通費は誰が出すのだろうと気になったりしたところです。ですので、交通費宿泊費関係についてもぜひどこかに盛り込んでいただけたら、特に沖縄県という状況等から、河井委員がおっしゃるように、離島から本島の県警に来るといったときの費用は誰が出すのだろうという話がありますので、例えば、全額ではなくても、ここは支援しますといったことができるのかどうか、持ち帰ってご検討いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（奥間課長）

ご意見として持ち帰りまして、議論したいと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。その他に、ご意見ありましたらお願いします。

○吉元委員

「居住の安定」のところで、例えば、ご自宅が被害現場になられた場合、そのクリーニングだったり、やはり被害があった場所で住み続けるというのはすごく難しかったりするので、そういった場合の一時的な避難場所だったり、それこそ引っ越しですね。被害者によって色々その状況が違うので、そういった形の経済的な支援があれば、しっかりと回復に向けて、新しく生活をやり直せるということが違ってくと思うので、そこら辺の支援があるとよいと思っています。

○池原委員

被害者全体に関してですが、先ほど河井委員もおっしゃっていましたが、沖縄の場合は、県外から避難してくる方もいる、こちらから行かれる方もいる。その中で、例えば公営住宅の関係で、県内に居住して住所を置いて何ヶ月か経たないと入れない、ということもあります。実際に県外から沖縄に避難したくとも、まず住所がないからできないですという断りもある。被害者というのは、県をまたぐ場合の対応として、必ずしも県内の人でなければいけないのか、県内で被害を受けた人でなければいけないのか、例えば旅行者も多いので、その辺の問題が出てくるのかと思っています。

○矢野会長

ありがとうございます。観光でこられて被害に遭う方、沖縄の場合は結構いらっしゃいますよね。

また、吉元委員からございましたけれども、県でどこまで盛り込めるのかと私も気になっています。現場となったところのクリーニング代、一時避難の費用、引っ越し代、この辺を盛り込んでいる自治体もありますけれども、それは、必ずしも県ではないのではないかと考えており、そこは気になっているところです。

また、ご家族が被害に遭われたときに、例えば、お子さんに全く手が回らない状況があります。そういった中で、警察に行かなければならなかったり、精神的に何もできないときの家事の問題や育児の問題といった、お金の問題も「居住の安定」のところに入ってこようかと思っています。そういったものも、お金を出しますよという話ではないかもしれませんが、少なくともそこに配慮しなければいけないのだ、ということを盛り込むことがどこまで可能なのかも、ぜひご検討いただけたらと思います。出している自治体自体はあるのですが、それが県か市町村かということですね。

さて、他にご意見ありますでしょうか。

○村上委員

質問ですが、今後の各論のまとめ方ですけれども。資料2-3でいただいている内容は、現在の県の施策で、各部署がやっているものを挙げられているということですが、この各論のまとめ方は、その項目ごとに何かを書くのか、どういうふうにまとめる予定なのかをお聞きしたいです。

○事務局（平良班長）

先ほどご説明しました資料2-3の施策一覧、これは別添で、今回、参考として付けましたが、この中に入っている94の取組が、骨子の6ページの具体的施策の施策名に入ってくるような感じでまとめます。素案の段階では、取組をひとつひとつ具体的施策の中に入り込んで、施策の概要の項目で、どういった事業なのか、取り組みなのかというのを記載していくことになります。そして、所管課を記載します。

○村上委員

では、今取り組んでいるものではなく、今日たくさん経済的な支援がもっと必要ではないかという意見が出ているのですけれども、それについては、新たにこの中に施策名をつけて、できる・やっということであれば、入れていくことになるのでしょうか。

○事務局（平良班長）

例えば、他県では、施策名をひとつ、「何々の検討」といった形で入れているところもありますので、その辺も参考にしながらになるかと思います。

○事務局（大城統括監）

少し補足させていただきますと、本日、具体的に色々ご提案いただいた項目・施策について、どこが実際に事業を推進していくか担当課を決めないといけません。一旦持ち帰りまして、内部で担当課や担当だろうと思われるところと調整し、まずは担当課を決めた上で、どういう形で内容が盛り込まれるのか、また他県の状況等も色々参考にさせていただき、内部で整理しまして、今やっていることだけを記載するわけではなく、いただいたご意見についてまた次回、ご提案・ご提示させていただきたいと考えております。

○矢野会長

ありがとうございます。やはり、県と市町村の役割分担のところもあるのかと思っております。ただ今日のお話の中でいうと、沖縄県の現在の条例だけを見てなかなか市町村の皆さんが細かい施策を考えるのは難しいだろうと思います。また、県で必ずしも予算をつけられなかったとしても、「こういうようなことを考える必要があると思う」というような形で、書き込めるかどうかということもぜひご検討いただけたらと思います。

○矢野会長

それでは、お時間になりました。皆さまが本日出せなかった意見がありましたら、このあ

と事務局あてメールすることとし、各論の基本方針第1から第6のどれに当たりそうかというを示した上で、ご提案を書きいただき、皆さんで共有するという手順はいかがでしょうか。

○事務局（奥間課長）

時間が足りずに本日いただけなかったご意見につきましては、後日、メールで担当を通じて、またCC送付により各委員、意見を共有していただければと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。今、メール連絡はBCCで回っていると思うので、私たちが皆さんに共通で送れるようなメーリングリスト的なものを作っていたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局（奥間課長）

承知しました。

○矢野会長

最後に1点、私から。愛知県のパブコメで何件も出ていた話なのですが、現在、犯罪被害者給付金のご遺族の中に、同性のパートナーの方が入っていないという問題がありまして、今、訴訟が進み、これから最高裁に行くところです。法律には事実婚でもよいと書いてありますが、事実婚に同性パートナーは入らない、という判断なのです。今、そういった判断で訴訟が進んでいて、愛知県では犯罪被害者の条例を作るときだったか、パブリックコメントで10件以上意見がきていました。法律には、事実婚を含むと明記されておりますので、同性パートナーが入るかは解釈の問題となります。これは沖縄県の計画で盛り込めるか、ということも個人的にはぜひ検討いただきたいと思いますので、こちらもち帰っていただけたらと思います。

○村上委員

被害者の方は、被害後に仕事ができなくて、収入もなくなり、それ以上に被害に遭ったことでの支出が増えるということで、経済的に苦しんでいる方がいっぱいいらっしゃる。今日の意見でもたくさんあったと思います。県では、他県でどういうふうに行っているのかということが分かる資料を集めていただき、この審議会で情報提供いただけたらありがたいと思います。そこから、沖縄県としてはどういうふうにするか、どこを目指すかということがまた議論できると思います。

○矢野会長

既に計画は39都道府県あるので、資料を集めて整理する作業になりますが、よろしいでしょうか。

○村上委員

先進的な県だけでよいと思います。網羅的にする必要は全くありませんので。

○矢野会長

おっしゃる通りで、私達もそういった資料をいただけると、すごく参考になります。

また、統計的なものと、被害者ハンドブックをご提供いただいた上で、次回また検討させていただけたらと思います。

それでは、一度区切りまして、時間になっておりますので、事務局でまとめていただければと思います。

○事務局（大城統括監）

本日、事務局からの骨子案は、手戻りがあった場合の作業も想定しまして、まずは骨子を確認いただき、その後に肉付け作業をしたいということで提案させていただきました。概ねこの骨子案の方向性で特にご異議がないようであれば、この骨子に沿った形で肉付け作業を行い、もう少し具体的にでき上がった形のイメージ、計画の完成に近づけた形で、次回は提案させていただくことで審議会を開催できればと思っております。

○村上委員

資料2-3で、現在施策が94ありますが、同じようなものをまとめて、担当部署をそれぞれ記載する。例えば、啓発関係でも分かれておりますが、もう少し整理してもよいのかと思います。その方が見やすいですし、検討もしやすいのかと思います。まとめられなければそれでよいのですが、必ずこの94にする必要はないと思います。

○事務局（奥間課長）

その辺りは、作成を考えていきたいと思っております。

○矢野会長

ありがとうございます。おそらく、具体的な内容が皆さん気になる所ですので、方向性としてはこれでよろしいかと思っております。

【各委員了承】

それでは、皆さま、長時間にわたりありがとうございます。事務局でコメントがあればお願いし、議事進行もお返しできればと思います。

○事務局（大城統括監）

矢野会長をはじめ、委員の皆さん、本日は長時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございます。色々ご意見をいただきましたので、そのご意見等につきましては、また持ち帰りまして、内部で検討させていただき、次回の審議会で提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（奥間課長）

最後に、事務局から今後のスケジュールにつきまして説明がございます。

○事務局（平良班長）

資料3のスケジュールをお願いします。今後の策定スケジュールになります。本日が第1回目の審議会11月2日になります。本日は計画の骨子案を審議していただきました。第2回目は12月21日から23日、大変タイトなスケジュールですが、ご協力お願いしたいと思いません。2回目は、本日の骨子案をさらにバージョンアップさせたものとして計画素案を審議していきたいと思いません。その前に、各委員の皆様には内容を確認いただき、意見をいただきたいと思いません。それとあわせて本日審議いただいた内容と、メールで後ほどいただく内容を含めまして、提示したいと思いません。第2回目の審議会が順調にいけば、案1になり、了承された場合は、第3回を3月下旬、答申になります。第2回目で、さらなる議論が必要な場合には、計4回開催し、4月・5月あたりの策定も想定されます。1月頃にはパブリックコメントを実施したいと考えておりますので、その意見と、また委員の皆様の意見も踏まえて、最終の計画案を確認いただき、内容によっては、関係課に確認するものもあるかもしれませんので、それも整理して提示したいと思いません。よろしくをお願いします。

○事務局（奥間課長）

以上をもちまして、令和4年度第1回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を終了させていただきます。本日はご多忙の中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございました。